

基本契約書

（以下「甲」という）と株式会社寿エンタープライズ（以下「乙」という）とは、以下の通り職業安定法に基づく求職者紹介に関する事項に関して下記の通り基本事項を定める。本契約書は本契約有効期間中に、甲、乙間で締結される求職者紹介におけるすべての契約書・覚書、確認書等に適用するものとする。

第1条【活動事項】

乙は甲に対し、職業安定法に定める業務に関し、求職者の紹介に関する業務を行い、甲の希望する人材を紹介するため鋭意努力する。甲は乙が紹介した求職者の面談履歴及び採否等に関する事項を連絡し、「甲」が乙より紹介された人材を採用決定した場合（以下この人材を採用決定者と称す）甲は乙に対し、速やかにその旨を採用決定者に通知する労働条件通知書等を基に作成された乙の指定する採用確認書にて報告するものとする。

第2条【紹介料金】

本契約に基づく採用決定者に関する紹介料金は下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項	紹介料金は採用決定時の想定年収を算定しその30%とし、甲は乙に支払うものとする。尚、紹介料金の変更が発生する場合には予め別途「覚書」により定めるものとする。
第2項	第1項に基づく想定年収とは、採用決定者に明示した月例給与（超過勤務手当・通勤手当を除く算定可能な諸手当は全て含む）の12ヶ月分と、前年度における甲の平均賞与月数より算出した想定賞与額とを合算した額をいうものとする。尚、当該想定年収は採用決定の都度、採用確認書を基に別途「覚書」により定めるものとする。
第3項	紹介料金の支払いは採用決定者毎に最初の1回限りとし、原則として前項に定める覚書を締結した時点で、乙より請求されるものとする。
第4項	甲の乙への支払いは、請求書に記載された支払い期日までに、乙の指定する金融機関口座に第2条第1項の金額に消費税を加えた額を振り込むものとする。尚、送金手数料は甲が負担するものとする。

第3条【活動関連事項】

乙が甲に対して紹介した人材を甲が乙の合意または介添えなしに独自に採用、または他の紹介会社を経由して採用を決定し入社せしめた場合は、これを第1条にいう「活動事項」とみなし、本契約に該当するものとする。その場合には、甲は第2条に定める紹介料金を乙に支払うものとする。また乙が甲に紹介した人材を甲が甲の関連するグループ法人に入社せしめた場合も本契約に該当するものとし、同様の扱いとする。

第4条【採用決定者の退職による返金】

採用決定者が入社日以降、6ヶ月以内に甲との雇用契約を終了した時、乙は第2条に基づき支払われた紹介料金の内、下記のとおり、甲に返還するものとする。ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	100%
3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	50%
6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	10%

第5条【身元保証等】

乙は乙が紹介する求職者につき、身元保証等はこれを一切行わない。

第6条【採用決定後の損害賠償】

採用決定者が甲に雇入れられた入社日以降、その業務に関し甲及び第三者に対して発生したいかなる損害についても乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条【反社会的勢力の排除】

甲および乙は、反社会的勢力の排除に関し、別途覚書を締結するものとする。

第8条【機密保持】

甲・乙双方は、職業安定法51条に基づき、この契約に関して得た情報を一切外部に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

第9条【協議事項】

本契約に関して疑義が生じた事項及びこの契約書に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し円滑に解決するものとする。

第10条【有効期間】

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月までに甲・乙いずれかによる解約の申し出がない場合には、引き続き1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲

..... 印

埼玉県上尾市柏座1-10-3-8 3武蔵野ビル4階
株式会社寿エンタープライズ

厚生労働大臣許可 11 - ユ - 030056

..... 代表取締役 山崎 佳紀 印